

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 6 月26日
【届出者の氏名又は名称】	U r s a 4 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号丸の内ビルディング12階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号丸の内ビルディング12階
【電話番号】	03-6636-3900
【事務連絡者氏名】	加藤 裕生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	U r s a 4 株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号丸の内ビルディング12階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、U r s a 4 株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジェイ・エス・ピーをいいます。
- (注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注 7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月15日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年6月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2026年6月15日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第2項但書に基づき、2026年6月22日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年6月23日から対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する書面を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

7 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

12 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

7 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

< 前略 >

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査機関として待機期間が5か月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、待機期間が終了し、公開買付者が本株式取得をすることができるようになった場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

< 前略 >

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年6月22日付で短縮され、2026年6月23日より公開買付者による本株式取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
該当事項はありません。

外国為替及び外国貿易法

許可等の日付 2026年6月22日

許可等の番号 JD第461号

オーストラリア競争法

該当事項はありません。

1 2 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

< 前略 >

なお、上記「 7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、() 公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、() 外為法第27条第 1 項及び第28条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式及び本新株予約権を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合、又は() (a) 2010年連邦競争消費者法セクション51 A B V の定めによる免除決定を受領できなかった場合で、本公開買付けについて本クリアランス決定がなされず、若しくは当該申請について C C A 第51 A B F 条第 2 項に基づく審査の対象から除外されなかった場合若しくは(b)免除決定について本公開買付けの期間満了前に撤回、取消し又は不利益な変更がなされた場合には、令第14条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、上記「 7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、() 公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は() (a) 2010年連邦競争消費者法セクション51 A B V の定めによる免除決定を受領できなかった場合で、本公開買付けについて本クリアランス決定がなされず、若しくは当該申請について C C A 第51 A B F 条第 2 項に基づく審査の対象から除外されなかった場合若しくは(b)免除決定について本公開買付けの期間満了前に撤回、取消し又は不利益な変更がなされた場合には、令第14条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1) 2026年 6 月15日付公開買付開始公告

2 . 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

< 前略 >

なお、本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、()公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、()外為法第27条第1項及び第28条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式及び本新株予約権を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合、又は() (a)2010年連邦競争消費者法セクション51 A B Vの定めによる免除決定を受領できなかった場合で、本公開買付けについて本クリアランス決定がなされず、若しくは当該申請について C C A 第51 A B F 条第2項に基づく審査の対象から除外されなかった場合若しくは(b)免除決定について本公開買付けの期間満了前に撤回、取消し又は不利益な変更がなされた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、()公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は() (a)2010年連邦競争消費者法セクション51 A B Vの定めによる免除決定を受領できなかった場合で、本公開買付けについて本クリアランス決定がなされず、若しくは当該申請について C C A 第51 A B F 条第2項に基づく審査の対象から除外されなかった場合若しくは(b)免除決定について本公開買付けの期間満了前に撤回、取消し又は不利益な変更がなされた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

外為法第27条第2項但書に基づき、2026年 6 月22日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年 6 月23日から公開買付者による対象者の普通株式の取得が可能になったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、公開買付者が2026年 6 月12日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書(JD第461号)」及び日本銀行が2026年 6 月22日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。